



### 中国会計税務実務

### 2020年第25号

#### 今回のテーマ：新リース会計準則—財務諸表への影響

2018年12月13日、財政部は改正した「企業会計準則第21号—リース」（财会[2018]35号）を公布した。既に適用が開始となっている上場会社を除いて、非上場企業は、2021年1月1日から適用開始となる。

新リース会計準則—リースのうち、リースの識別と財務諸表に対する影響について簡単に説明する。本号では財務諸表への影響について説明していく。

#### 主な内容：

新リース会計準則では、借手はファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分することなく、すべてのリース（簡易処理を行う短期リース及び少額資産リースを除く）について使用権資産とリース負債を認識し、それぞれ減価償却費と利息費用を計上しなければならない。

注：短期リースとは、リース開始日時点のリース期間が12ヶ月を超えないリースをいう。

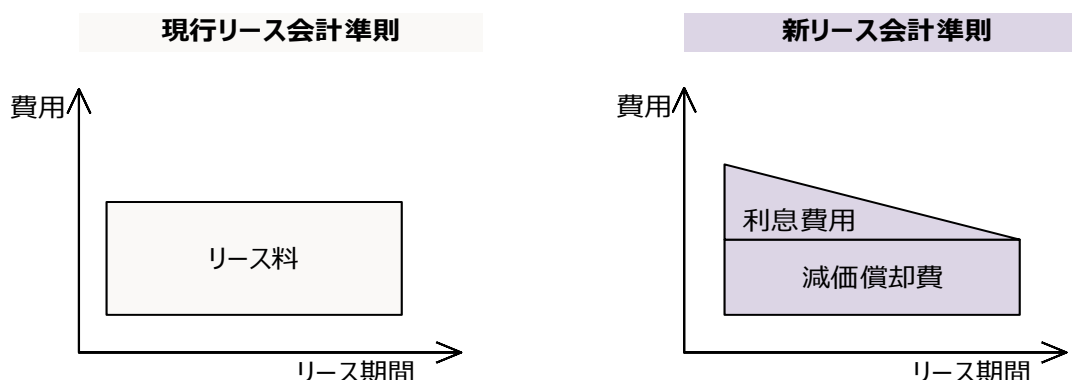
少額資産リースとは、新品の状態での価値が比較的少額なリースをいう。

短期リースと少額資産リースについては、借手は使用権資産とリース負債を認識することなく、現行の会計処理を適用することができる。

現行リース会計準則及び新リース会計準則の借手の会計処理は次の通りである。

	現行リース会計準則	新リース会計準則												
<b>貸借対照表</b>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産</th> <th>負債・純資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リース資産</td> <td>リース負債</td> </tr> <tr> <td></td> <td>純資産</td> </tr> </tbody> </table>	資産	負債・純資産	リース資産	リース負債		純資産	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産</th> <th>負債・純資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用権資産</td> <td>リース負債</td> </tr> <tr> <td></td> <td>純資産</td> </tr> </tbody> </table>	資産	負債・純資産	使用権資産	リース負債		純資産
資産	負債・純資産													
リース資産	リース負債													
	純資産													
資産	負債・純資産													
使用権資産	リース負債													
	純資産													
ファイナンス・リース														
オペレーティング・リース	オフバランス													
<b>損益計算書</b>														
ファイナンス・リース	減価償却費 財務費用—利息費用	減価償却費 財務費用—利息費用												
オペレーティング・リース	賃借料													

上記のように新リース会計準則では、現在オペレーティング・リース取引を行っている借手への影響が重大なものとなる。現行基準でオペレーティング・リースに区分されるリース取引に係る費用認識については、下図のように変更となる。



財務諸表への影響は以下の通りである。

- 貸借対照表への影響  
使用権資産とリース負債を認識することから、資産と負債の総額が増加する。
- 損益計算書への影響  
リース期間にわたり均等でリース料を支払う場合、リース開始時の費用計上額が大きく、またリース期間終了に近づくにつれて費用計上額が小さくなる。
- 財務指標への影響  
総資産、資産負債率などが向上する。また最初の数年間は 1 株当たり利益、純資産、資産回転率などが低下する。

#### お見逃しなく：

- 早期に新リース会計準則について正確に理解し、財務諸表への影響を評価する必要がある。
- 財務指標への影響を考慮し、業績評価方法、統制プロセスなどを更新する必要がある。
- 新リース会計準則の適用にあたり、想定していない混乱を招かないためにも、適用に向けた準備をしっかりと進めていく必要がある。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)